

【前期 第三問】

小問 1

被告人 X は、法定の除外事由なく、H26 年 3 月 5 日午後 21 時 30 分ごろ、東京都八王子市の被告人方居室において覚醒剤であるフェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する粉末所持していた。

X は、同粉末を麻薬であるコカインであると認識して所持しており、覚醒剤であるとの認識はなかった。

この場合、X はいかなる罪責を負うか。

小問 2

被告人 Y は、台湾空港から飛行機に搭乗した。その際、バンド活動を通しての知り合いであり、機内で同行したアメリカ人 A と気脈を通じ、覚醒剤フェニルメチルアミノプロパン 3000 グラムを腹巻の下に巻き、成田空港に到着した。

搭乗前に、A からは本件覚醒剤の運搬を執拗に依頼されており、機内では他人を装って行動すること、運搬に当たって隠密を図ることを命じられていた。運搬にはビジネスクラスが用いられ、日本での宿泊は高級ホテルを用いることとされていた。

Y は、空港に到着後、税関に申告することなく輸入した。

Y は、米国人のドラマーで、アメリカでは覚醒剤を「クリスタル」「スピード」「メス」などと俗称されていた。Y は、前述の覚醒剤を「クリスタルと称する『いい気分のするもの』」であると認識していた。

その後、関税を通過しホテルで一人になったところで、Y は逮捕されている。

この場合、Y はいかなる罪責を負うか。

(参照条文)

覚せい剤取締法

麻薬及び向精神薬取締法

関税法

を参照のこと

参考判例 最高裁判所第一小法廷決定昭和 61 年 6 月 9 日

最高裁判所第二小法廷決定平成 2 年 2 月 9 日